

広島県選挙管理委員会告示第四十七号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として指定している別表の施設の指定を取り消した旨、庄原市選挙管理委員会から報告があった。

令和四年五月十九日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

別表

施設の名称	所在地	取消年月日
庄原市小用集会所	庄原市小用町 264 番地 2	令和 4 年 4 月 14 日
庄原市湯川老人集会所	庄原市高野町下湯川 1082 番地	令和 4 年 4 月 14 日
庄原市稲草西自治振興会館	庄原市総領町稲草 1035 番地 1	令和 4 年 4 月 14 日